

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	デンマークの国民投票一法制度と実施状況一
他言語論題 Title in other language	Referendums in Denmark: Legislation and Practices
著者 / 所属 Author(s)	井田 敦彦 (IDA Atsuhiko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 前 憲法課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	893
刊行日 Issue Date	2025-05-20
ページ Pages	49-63
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	デンマークの国民投票について、法制度と実施状況を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

デンマークの国民投票

—法制度と実施状況—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
前 憲法課 井田 敦彦

目 次

はじめに

I 国民投票の法制度

- 1 概要
- 2 国際機関への権限委譲
- 3 選挙権年齢の変更
- 4 議会の少数派保護
- 5 外交問題
- 6 憲法改正
- 7 諮問的国民投票
- 8 議会選挙法の規定

II 国民投票の実施状況

- 1 概要
- 2 憲法改正
- 3 選挙権年齢の変更
- 4 欧州統合関係
- 5 議会の少数派保護
- 6 王位継承法改正
- 7 諮問的国民投票

おわりに

キーワード：デンマーク、国民投票、レファレンダム、国民表決、憲法

要 旨

- ① デンマークの憲法は議院内閣制を採用し、1953年の成立以来1回も改正されていない等の点で、我が国の憲法に類似している。一方で、デンマークの憲法の特色の1つに、幅広い分野での国民投票制度の導入がある。同国では、国民投票が繰り返し実施されている。
- ② デンマークの憲法の定める国民投票制度としては、a. 国際機関への権限委譲に関するもの（第20条第2項）、b. 選挙権年齢の変更にに関するもの（第29条第2項）、c. 議会の少数派保護に関するもの（第42条第1項）、d. 外交問題に関するもの（同条第6項）、e. 憲法改正に関するもの（第88条）がある。また、憲法に規定がなく、結果に法的拘束力のない諮問的国民投票もある。国民投票に関する細則は議会選挙法などで定められている。
- ③ デンマークでは、憲法改正に関する国民投票は現行憲法下で1回も実施されていない。一方で、選挙権年齢の変更にに関する国民投票や、（a. 又は d. に基づく）欧州統合関係の国民投票が比較的頻繁に実施されてきた。また、王位継承法改正に関する国民投票が e. の手続に従って実施された。
- ④ 国際機関への権限委譲に関する憲法第20条や、選挙権年齢の変更にに関する憲法第29条第2項は、憲法改正手続（憲法第88条）ほどではないが通常の立法手続よりも慎重な手続により、憲法の秩序を修正できる個別の法的根拠を定めたものとされている。これらを含む法制度やこれまでの実施状況を見る限り、国民投票はこうした憲法の秩序の形成に一定の寄与をしてきたものと考えられる。

はじめに

デンマークの憲法⁽¹⁾は議院内閣制を採用し、1953年の成立以来1回も改正されていない等の点で、我が国の憲法に類似している⁽²⁾。一方で、デンマークの憲法の特色の1つに、幅広い分野での国民投票制度の導入がある⁽³⁾。同国では、国民投票が繰り返し実施されている。

本稿では、デンマークの国民投票について、法制度（第Ⅰ章）と実施状況（第Ⅱ章）を紹介する。

I 国民投票の法制度

1 概要

デンマークの憲法には、国民投票の実施を定める規定が4つある。国際機関への権限委譲（主権委譲）⁽⁴⁾に関する第20条第2項、選挙権年齢の変更に関する第29条第2項、可決された法律案について議会（一院制）の少数派が国民投票を要求できる第42条、そして、憲法改正手続に関する第88条である⁽⁵⁾。

このうち第42条には、2つの種類の制度が含まれているとされる。議会の少数派保護に関する主要規定である同条第1項と、憲法第19条（外交（国際）問題）に関する議決（法律の形式をとるもの）を国民投票の対象とすることができる第42条第6項である⁽⁶⁾。

以上のことから、憲法の定める国民投票の法制度として、次の5つを挙げることができる。

①国際機関への権限委譲（第20条第2項）、②選挙権年齢の変更（第29条第2項）、③議会の少数派保護（第42条第1項）、④外交問題（同条第6項）、⑤憲法改正（第88条）である。

なお、これらの5つの場合における国民投票は、全て拘束的国民投票（結果に法的拘束力のある国民投票）であり、拘束的国民投票は、憲法のこれらの条項に規定されている以外の場合

* 本稿の内容は2025年2月7日現在の情報に基づく。インターネット情報の最終アクセス日も同日である。

(1) Danmarks Riges Grundlov (LOV nr 169 af 05/06/1953). 直訳すればデンマーク王国基本法であるが、同国の憲法（forfatning）に当たる。“Forfatning,” “Grundloven.” *Leksikon*. Folketinget Website <<https://www.ft.dk/da/leksikon>> 参照。原文は、“Danmarks Riges Grundlov.” *ibid.* <<https://www.ft.dk/da/dokumenter/bestil-publikationer/publikationer/grundloven/danmarks-riges-grundlov>>; “Danmarks Riges Grundlov (Grundloven),” 1953.6.5. Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/1953/169>> 等、翻訳は、畑博行「デンマーク王国憲法」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社, 2018, pp.313-321 参照。また、同国の憲法・国民投票制度について、山岡規雄「デンマーク憲法概説」『レファレンス』697号, 2009.2, pp.49-59. <<https://doi.org/10.11501/999621>>; 『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』2006.10, pp.228-326. 衆議院ウェブサイト <[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/report2006.pdf/\\$File/report2006.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/toku/report2006.pdf/$File/report2006.pdf)>; 吉武信彦『国民投票と欧州統合—デンマーク・EU関係史—』勁草書房, 2005, pp.66-87 参照。

(2) 山岡 同上, p.50. また、ケネス・盛・マッケルウェイン『日本国憲法の普遍と特異—その軌跡と定量的考察—』千倉書房, 2022, pp.45-46 は、成立からの存続年が長く、かつ未改正の憲法として、日本国憲法とデンマーク憲法を挙げている。

(3) 畑博行「解説」畑・小森田編 前掲注(1), p.311.

(4) 憲法の条文上は（王国の諸機関に授けられた）権限（beføjelse）の委譲であるが、主権（suveræniteten）の委譲とも呼ばれている。“Min grundlov.” Folketinget Website <<https://www.ft.dk/da/dokumenter/bestil-publikationer/publikationer/mingrundlov/min-grundlov>> (Grundlovens paragraf 20); Henrik Hjort Elmquist, *Statsret: Praktisk forfatningsret i en politisk verden*, 2. udgave, København: Jurist- og Økonomforbundets Forlag, 2018, p.198. なお、本稿では「移譲」ではなく「委譲」を用いる（杉原高嶺ほか『現代国際法講義 第5版』有斐閣, 2012, p.70 等参照）。

(5) Jens Peter Christensen et al., *Grundloven: med kommentarer*, København: Jurist- og Økonomforbundets Forlag, 2015, p.282; Elmquist, *ibid.*

(6) Christensen et al., *ibid.*

には、実施できないと考えられている⁽⁷⁾。

本章では、以下、①～⑤の順に国民投票の法制度を説明する（第2～6節）。また、憲法に規定がなく、結果に法的拘束力のない諮問的国民投票と、国民投票の細則を定める法律の規定についても紹介する（第7・8節）。

2 国際機関への権限委譲

王国の諸機関に授権された権限は、法律の定める限度において国際機関に委譲できる（憲法第20条第1項）。権限委譲に関する法律案を可決するに当たり、通常法律案の可決に必要な多数⁽⁸⁾は得られるが、総議員の6分の5の多数⁽⁹⁾は得られず、政府がその法律案を撤回しない場合には、その法律案は、憲法第42条の規定（後述本章第4節）に従い、国民投票に付される（憲法第20条第2項）。

憲法第20条は主に、憲法上の権限をEU（European Union. 欧州連合。かつてはEC（European Communities. 欧州共同体））に委譲するために用いられてきた⁽¹⁰⁾。同条は1953年の現行憲法の成立時に盛り込まれたものであり、旧憲法⁽¹¹⁾下では、国際機関への権限委譲には憲法改正の手續を踏む必要があった⁽¹²⁾。憲法を改正することなく、権限委譲を伴う国際協力への参加を可能にするために、同条は憲法に盛り込まれたとされている⁽¹³⁾。

一方で、権限委譲の撤回については、主権（権限）を委譲する法律は、通常法律によって取り消すことができるとされている⁽¹⁴⁾。

3 選挙権年齢の変更

議会選挙における選挙権年齢は法律によって変更できるが、このような立法のために議会が可決した法律案は、憲法第42条第5項の規定（後述本章第4節）に従い国民投票で否決されなかった場合にのみ、国王の裁可を受けるものとされている（憲法第29条第2項）。

選挙権について定める憲法第29条の逐条解説によれば、民主主義社会では、誰が選挙に参加できるかということは、社会の力関係にとって決定的な問題である⁽¹⁵⁾。選挙権年齢は、旧憲法では憲法で規定されていた。現行憲法では法律事項とされたため、憲法を改正することな

(7) *ibid.*; Peter Germer, *Statsforfatningsret*, 5. udgave, København: Jurist- og Økonomforbundets Forlag, 2012, pp.171-172. また、②⑤は（実施が必須な）必要的国民投票であり、①③④は特定の条件を満たした場合に実施される選択的国民投票であるとされている（Christensen et al., *ibid.*）。

(8) 単純多数。賛成票が反対票を上回ればよい。Elmqvist, *op.cit.*(4), p.202; “Min grundlov,” *op.cit.*(4)

(9) 179人のうち150人。“Min grundlov,” *ibid.* 定数は179人である（憲法第28条及び議会選挙法（後掲注27）参照）第7条第1項）。

(10) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.167.

(11) デンマークで初めて憲法が制定されたのは1849年である。その後、憲法は1866年、1915年、1920年、1953年に改正された。1953年の改正による憲法が現行憲法である（山岡 前掲注(1), pp.3, 50-52; 畑 前掲注(3), pp.310-311; Helle Krunke, “Formal and informal methods of constitutional change in Denmark,” Xenophon Contiades, ed., *Engineering Constitutional Change: A Comparative Perspective on Europe, Canada and the USA* (Routledge research in constitutional law), Oxon: Routledge, 2013, p.74)。本稿で旧憲法とは、1915年の改正による憲法（1920年の一部改正を含む。）を指す。

(12) *ibid.*, p.83. 1915年の憲法改正で、憲法改正手續に国民投票が導入された（*ibid.*, p.75）。旧憲法下では、憲法改正の場合にのみ、国民投票が行われていた（畑 同上）。

(13) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.167.

(14) Christensen et al., *ibid.*, p.168. 委譲した主権を取り戻す法律案は、単純多数により可決できるとされ（*ibid.*, p.177）、例えば、議会の多数派は、EUからの離脱を決定できるとされている（“Min grundlov,” *op.cit.*(4)）。

(15) Christensen et al., *ibid.*, p.219.

く国民投票で変更できるようになったが⁽¹⁶⁾、通常法律よりも慎重な手続がとられている。

なお、議会選挙において投票権を有する者は議員に選挙される資格を有するとされており（憲法第 30 条第 1 項）、被選挙権年齢は選挙権年齢と同じである。

4 議会の少数派保護

議会で法律案が可決された場合に、その法律案の可決から週日で 3 日以内であれば、総議員の 3 分の 1⁽¹⁷⁾をもって、その法律案を国民投票に付するよう要求できる（憲法第 42 条第 1 項）。こうした法律案は、その期間の経過前や国民投票の実施前には、国王により裁可されない（同条第 2 項）。国民投票が要求された場合には、議会は、その法律案の可決から週日で 5 日以内であればその法律案を撤回できるが（同条第 3 項）、撤回しない場合には、首相に対し、その法律案が国民投票に付される旨を通告する（同条第 4 項）。首相はその法律案を公示させ、国民投票は法律案の公示後、週日で 12 日以後 18 日以内に行われる（同項）。国民投票ではその法律案に対する賛否を問い、投票者⁽¹⁸⁾の過半数かつ投票権者の 30% 以上が反対した場合には、その法律案は否決される（同条第 5 項）。

予算法案、課税法案、国王の経費に関する法律案などは国民投票による決定に服さない（同条第 6 項）。また、緊急事態においては、法律案は可決後直ちに国王の裁可を受けることができるが、上記の規定に従って行われる国民投票でその法律が否決された場合には、首相は国民投票から 14 日以内にその旨を公示し、公示日からその法律は効力を失う（同条第 7 項）。国民投票に関する細則は法律（後述本章第 8 節）によって定められる（同条第 8 項）。

議会の少数派保護に関する憲法第 42 条の規定は、1953 年に成立した現行憲法で初めて盛り込まれた。背景には二院制から一院制への移行があり、これにより議会の多数派の政策実現能力が強化されることへの対応であったとされている⁽¹⁹⁾。また、この規定は、一定規模の少数派が僅差の多数決で押し切られることを防ぐためのものと言われ、少数派が国民投票を要求することにより、国民投票での否決を懸念する多数派が（後日の再提出や修正を見据えて）法律案を撤回する可能性があるとされている⁽²⁰⁾。

5 外交問題

憲法第 19 条（外交問題）に関する議決（法律の形式をとるもの）は、予算法案などと同様に国民投票による決定に服さないが、特別の法律により、その議決が国民投票に付されると規定されているときは、国民投票の対象となる（憲法第 42 条第 6 項）。

この憲法第 42 条第 6 項と、前述の憲法第 20 条第 2 項（本章第 2 節）は、国際機関への権限委譲に関する法律案を可決するに当たり、後者の規定では（総議員の 6 分の 5 以上が賛成したために）国民投票の対象とならない場合でも、前者の規定に基づき国民投票を実施できるという関係にある。このように前者の規定を通じて国際機関への権限委譲を国民に問うという方法は、政府が国民投票の実施を国民に約束していた状況において、議会で 6 分の 5 の多数が得ら

(16) Krunke, *op.cit.*(11), p.77.

(17) 少なくとも 60 人。“Min grundlov,” *op.cit.*(4) (Grundlovens paragraf 42)

(18) 有効票を投じた者とされている (*ibid.*; Germer, *op.cit.*(7), p.177)。

(19) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.281. 1939 年に国民投票で否決された憲法改正案にも同趣旨の規定が見られた (*ibid.* 後述第 II 章表・No.3 参照)。

(20) “Min grundlov,” *op.cit.*(4) (Grundlovens paragraf 42)

れた場合に、政府が用いることができる手段となってきたとされている⁽²¹⁾。

なお、主権が委譲される場合には国民投票を必ず実施しなければならないという法的慣行はなく、議会で6分の5の多数が得られた場合に憲法第42条第6項の規定に基づいて国民投票を実施するか否かは、政府と議会の判断に委ねられているとされる⁽²²⁾。

6 憲法改正

議会が憲法改正に関する法律案を可決し⁽²³⁾、かつ、政府が憲法改正手続を進めたい場合には、総選挙が実施される。総選挙後の議会でその法律案が修正なしで再び可決された場合には、可決から6か月以内にその法律案は国民投票に付される。投票者の過半数かつ投票権者の40%以上がその法律案に賛成した場合には、国王の裁可を経て憲法が改正される。この国民投票に関する細則は法律⁽²⁴⁾によって定められる（以上、憲法第88条）。

デンマークの憲法は西側諸国の中で最も改正が難しい憲法の1つとされ、投票権者の40%以上の賛成という要件が、憲法改正を事実上非常に困難なものにしているとされる⁽²⁵⁾。

7 諮問的国民投票

本章第1節で述べたように、拘束的国民投票は、憲法に規定されているもの（本章第2～6節）以外は実施できないと考えられている。一方で、結果に法的拘束力のない諮問的国民投票を実施することは妨げられないが、実施には法的根拠（特別の法律など）が必要になると考えられている⁽²⁶⁾。

8 議会選挙法の規定

国民投票に関する細則を定める主な法律として、議会選挙法など⁽²⁷⁾がある。

(21) Elmquist, *op.cit.*(4), p.204.

(22) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.292.

(23) 可決要件は憲法に規定がないが、議会の多数派が賛成する必要があるとされ（Krunke, *op.cit.*(11), p.84）、議決手続は、法律案の題名に憲法改正に関する法律案であることを表示する以外は、通常法律案と同じであるとされている（Christensen et al., *ibid.*, p.556）（前掲注(8)参照）。なお、憲法改正に関する法律案は政府及び議員が提出できる（Krunke, *ibid.* 憲法第21条及び第41条第1項）。

(24) 現行憲法の成立時には、デンマーク王国憲法の改正に関する1953年の国民投票に関する法律（Lov om folkeafstemninger i året 1953 vedrørende ændring af Danmarks Riges Grundlov (LOV nr 50 af 25/03/1953)）が制定されたが、同法はその後の憲法改正には適用されない（Christensen et al., *ibid.*, p.558）。2009年に議会選挙法が改正され、憲法第88条の規定に基づく国民投票も議会選挙法第12章（国民投票）の規定に従うものとされた（後掲注(74)及び後述本章第8節参照）。

(25) *ibid.*, pp.555-556. 旧憲法では、投票権者の45%以上の賛成が必要であった（後述第II章表・注2参照）。“Danmarks Riges Grundlov af 5. juni 1915.” Aarhus Universitet Website <<https://danmarkshistorien.dk/vis/materiale/danmarks-riges-grundlov-af-5-juni-1915>>（第93条）；“Grundlovsændringen, 10. september 1920.” *ibid.* <<https://danmarkshistorien.dk/vis/materiale/grundlovsændringen-10-september-1920>>（第94条）

(26) Germer, *op.cit.*(7)

(27) 議会選挙法（Lov om valg til Folketinget (LOV nr 271 af 13/05/1987)）、グリーンランド議会選挙法（Lov om folketingsvalg i Grønland (LOV nr 845 af 21/12/1988)）及びフェロー諸島議会選挙法（Lov om folketingsvalg på Færøerne (LOV nr 458 af 30/06/1993)）（Christensen et al., *op.cit.*(5), pp.285-287）。“Bekendtgørelse af lov om valg til Folketinget,” 2024.12.5. Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2024/1380>>；“Bekendtgørelse af lov om folketingsvalg i Grønland,” 2023.9.8. *ibid.* <<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2023/1167>>；“Bekendtgørelse af lov om folketingsvalg på Færøerne,” 2023.12.1. *ibid.* <<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2023/1432>> 自治領であるグリーンランド及びフェロー諸島については、憲法第29条第2項及び第88条の規定に基づく国民投票は両者にも適用されるか、又は命令（anordning）により両者においても施行される可能性がある場合に限り、両者においても実施される（グリーンランド議会選挙法第70条及びフェロー諸島議会選挙法第77条）。なお、グリーンランドは大西洋と北極海の間にある世界最大の島であり、フェロー諸島は英国とアイスランドの間にある島々である。

議会選挙法第 12 章（国民投票）の規定によれば、国民投票は議会選挙と同じ投票区で実施される（第 95 条第 4 項）。議会選挙の選挙権を有し選挙人名簿に登録されている者は、国民投票の投票権を有する（第 96 条第 1 項）。投票管理委員会の選出、国民投票の準備、実施、集計、内務保健大臣への結果報告などは、基本的に議会選挙に関する同法の規定に従って行われる（第 97 条第 1 項、第 99 条第 1 項及び第 101 条第 1 項）。同大臣は国民投票の結果を決定し、官報で公示する（第 102 条）。このほか、投票用紙（第 98 条。図に 2022 年の国民投票（後述第 II 章第 4 節 (9)）における投票用紙の例を挙げた。）、郵便投票（第 100 条）、投票権者による異議申立て（第 103 条）などに関する規定がある⁽²⁸⁾。

図 投票用紙の例

(訳)

Betegnelse for opstillingskreds 1. juni 2022 Stemmer du ja eller nej til, at Danmark kan deltage i det europæiske samarbejde om sikkerhed og forsvar ved at afskaffe EU-forsvarsforbeholdet? (Forslag til lov om Danmarks deltagelse i det europæiske samarbejde om sikkerhed og forsvar ved at afskaffe EU-forsvarsforbeholdet) Sæt X i én af rubrikkerne. Du må ikke udfylde rubrikken med andet end et X, da din stemmeseddel så bliver ugyldig. Du kan få byttet din stemmeseddel, hvis du skriver forkert. Ja <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/> Nej <input style="width: 40px; height: 30px;" type="checkbox"/>	投票区の指定 2022 年 6 月 1 日 あなたは、デンマークが EU 防衛留保を撤廃して欧州安全保障・防衛協力に参加することに賛成ですか、反対ですか？ (EU 防衛留保の撤廃によるデンマークの欧州安全保障・防衛協力への参加に関する法律案) いずれかの空欄に X を記入してください。 X 以外を記入<u>しない</u>でください。投票用紙が無効となります。 間違えて記入した場合には、投票用紙を交換してもらうことができます。 賛成 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="checkbox"/> 反対 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="checkbox"/>
---	---

(注) 2022 年の国民投票における投票用紙。

(出典) “Folkeafstemning om afskaffelse af forsvarsforbeholdet 2022.” Indenrigs- og Sundhedsministeriet Website <<https://www.valg.im.dk/valgmyndigheder/folkeafstemning-om-afskaffelse-af-forsvarsforbeholdet-2022>> (Skabelon: Stemmeseddel) を基に筆者作成。

⁽²⁸⁾ 議会選挙法には、国民投票の資金規制、放送規制などに関する規定はない。資金規制については、政党会計法 (Lov om private bidrag til politiske partier og offentliggørelse af politiske partiers regnskaber (partiregnskabsloven) (LOV nr 404 af 13/06/1990)) に政党の資金源の公表等に関する一般的な規定があり、政党の年次会計には国民投票等のキャンペーン支出に係る項目が含まれているため、キャンペーンの資金源や支出額を知ることができるとされる (Sara Binzer Hobolt, “Campaign Financing in Danish Referendums,” Karin Gilland Lutz and Simon Hug, eds., *Financing Referendum Campaigns*, Hampshire: Palgrave Macmillan, 2010, p.65; “Bekendtgørelse af lov om private bidrag til politiske partier og offentliggørelse af politiske partiers regnskaber (partiregnskabsloven),” 2023.9.27. Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2023/1188>>)。放送規制については、ラジオ及びテレビジョン事業等に関する法律 (Lov om radio- og fjernsynsvirksomhed m.v. (LOV nr 1052 af 17/12/2002)) に、選挙又は国民投票の公示から実施まで (実施の 3 か月前より早く公示された場合は、実施までの 3 か月間)、政治的メッセージを伝えるためのテレビ広告を禁止する規定がある (第 76 条第 4 項。 “Bekendtgørelse af lov om radio- og fjernsynsvirksomhed m.v.,” 2020.9.4. *ibid.* <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2020/1350>>)。

Ⅱ 国民投票の実施状況

1 概要

これまでの国民投票の実施状況は表のとおりである。現行憲法下で実施されたのは No.6 以下である。

表 デンマークの国民投票の実施状況

(単位：％^(注1))

No.	投票日	内容	賛成	反対	成否	投票率
1	1916.12.14	諮問的国民投票（西インド諸島の米国への売却）	64.2	35.8	○	37.4
2	1920.9.6	憲法改正（国王の権限の縮小など）	96.9	3.1	○	49.6
3	1939.5.23	憲法改正（選挙権年齢の引下げ、二院制の改革など）	91.9	8.1	× ^(注2)	48.9
4	1953.5.28	憲法改正（選挙権年齢の法律事項化、一院制への移行、国際機関への権限委譲に関する規定の導入、憲法改正要件の緩和など）	78.8	21.2	○	59.1
5		選挙権年齢の変更（25 歳→23 歳又は 21 歳） ^(注3)	54.6	45.4	23 歳	57.1
6	1961.5.30	選挙権年齢の変更（23 歳→21 歳）	55.0	45.0	○	37.3
7	1963.6.25	議会の少数派保護（農地取得に関する法律案）	38.4	61.6	×	73.0
8		〃（小規模農場の設立及び補充等に関する法律の改正案）	38.6	61.4	×	73.0
9		〃（基礎自治体の不動産先買権等に関する法律案）	39.6	60.4	×	73.0
10		〃（自然保護に関する法律の改正案）	42.6	57.4	×	73.0
11	1969.6.24	選挙権年齢の変更（21 歳→18 歳）	21.4	78.6	×	63.6
12	1971.9.21	選挙権年齢の変更（21 歳→20 歳）	56.5	43.5	○	86.2
13	1972.10.2	欧州統合関係（EC（欧州共同体）加盟）	63.3	36.7	○	90.1
14	1978.9.19	選挙権年齢の変更（20 歳→18 歳）	53.8	46.2	○	63.2
15	1986.2.27	欧州統合関係・諮問的国民投票（単一欧州議定書の批准）	56.2	43.8	○	75.4
16	1992.6.2	欧州統合関係（マーストリヒト条約の批准）	49.3	50.7	×	83.1
17	1993.5.18	欧州統合関係（マーストリヒト条約とエジンバラ合意（欧州市民権、通貨、防衛政策、司法内務協力の 4 分野の留保）の批准・承認）	56.7	43.3	○	86.5
18	1998.5.28	欧州統合関係（アムステルダム条約の批准）	55.1	44.9	○	76.2
19	2000.9.28	欧州統合関係（通貨分野の留保撤廃）	46.8	53.2	×	87.6
20	2009.6.7	王位継承法改正（男子優先長子継承制から絶対的長子継承制への変更）	85.4	14.6	○	58.3
21	2014.5.25	欧州統合関係（統一特許裁判所への参加）	62.5	37.5	○	55.9
22	2015.12.3	欧州統合関係（司法内務協力分野の留保撤廃等）	46.9	53.1	×	72.0
23	2022.6.1	欧州統合関係（防衛政策分野の留保撤廃）	66.9	33.1	○	65.8

(注 1) 数値は小数点以下第 2 位を四捨五入したものである。

(注 2) 投票権者の 45% 以上の賛成という要件を満たさなかったため否決された。賛成は投票権者の 44.5% であった。

(注 3) 23 歳と 21 歳のいずれにするかを問うものであった。この行では、「賛成」が 23 歳、「反対」が 21 歳への投票割合を指す。

(出典) “Folkeafstemninger.” Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/da/Statistik/emner/borgere/demokrati/folkeafstemninger>>; Jørgen Elklit, “Denmark,” Dieter Nohlen and Philip Stöver, eds., *Elections in Europe: A Data Handbook*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 2010, pp.532-534; “Folkeafstemninger,” 2022.6. Folketinget Website <<https://www.ft.dk/-/media/sites/ft/pdf/folkestyret/valg-og-afstemninger/folkeafstemninger.pdf>>; 山岡規雄「デンマーク憲法概説」『レファレンス』697 号, 2009.2, pp.51-52. <<https://doi.org/10.11501/999621>> 等を基に筆者作成。

表の出典の 1 つであるデンマーク統計局のウェブサイトは、国民投票を主題ごとに、「憲法

改正」、「選挙権年齢」、「その他の問題」、「諮問的国民投票」に区分している⁽²⁹⁾。本章では、基本的にこの順で国民投票の実施状況を紹介するが、「その他の問題」を更に、「欧州統合関係」、「議会の少数派保護」、「王位継承法改正」に区分した。

「欧州統合関係」は、実施件数が最も多く、第Ⅰ章で述べた法制度のうち、国際機関への権限委譲（第Ⅰ章第2節）と外交問題（第Ⅰ章第5節）が使い分けられている。また、諮問的国民投票（第Ⅰ章第7節）として実施されたものもある。

「王位継承法改正」は、同法が憲法と同じ法的地位を有し、そのため、憲法改正と同じ手続によってのみ改正できると解釈されていることから、憲法改正（第Ⅰ章第6節）の法制度に基づいて国民投票が実施された。

なお、国民投票ではないが、デンマークの自治領であるグリーンランドやフェロー諸島では、自治権や欧州統合に関する住民投票が行われてきた⁽³⁰⁾。

2 憲法改正

憲法改正に関する国民投票（現行憲法では第88条。第Ⅰ章第6節参照）は、現行憲法の成立時（1953年）のものを最後とし（表・No.2～4）⁽³¹⁾、その後は実施されていない。

1990年代の初頭以降、憲法改正は断続的に議論されてきた。テーマは多岐にわたるが、EUの政策のデンマーク議会による統制、国民投票の利用拡大、首相の議会解散権の廃止、政党の議席獲得要件の引上げ、「積極的議会主義」⁽³²⁾の導入、憲法における人権保障の拡充といったことが中心となっている⁽³³⁾。もっとも、デンマークの歴史を振り返ると、憲法改正が実施されたのは、強い政治勢力が改正を望み、過去との決別を示す政治的必要性があったときだけであり、今日、憲法改正を必要とし、政治的大多数が結集できる事項を見付けるのは、容易ではないと指摘されている⁽³⁴⁾。

3 選挙権年齢の変更

選挙権年齢の変更に関する国民投票（憲法第29条第2項。第Ⅰ章第3節参照）は、現行憲法の成立時の国民投票と同時に1件（表・No.5）、その後は現行憲法下で4件（表・No.6, 11,

(29) “Folkeafstemninger.” Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/da/Statistik/emner/borgere/demokrati/folkeafstemninger>> (Grundlag for folkeafstemninger gennem årene)

(30) 「グリーンランドの自治政府」2014.12.4. 自治体国際化協会ロンドン事務所ウェブサイト <https://www.jlgc.org.uk/jp/monthly_topic/ グリーンランドの自治政府 />; 長谷川秀樹「EUにおける「島嶼地域」と「島嶼性」概念の形成(1)―自治権を有する島嶼地域の加盟プロセスについての考察―」『横浜国立大学教育学部紀要 Ⅲ 社会科学』2号, 2019.2.28, pp.142-146等参照。例えば、グリーンランドは、1982年の住民投票を経て1985年にECから離脱した（「グリーンランドの自治政府」同; 長谷川 同, p.145）。また、グリーンランド自治法（Lov om Grønlands Selvstyre (LOV nr 473 af 12/06/2009)）第21条は、グリーンランドの独立には、住民投票による承認やデンマーク議会の同意等を経る必要があることを定めている。“Lov om Grønlands Selvstyre,” 2009.6.12. Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2009/473>>

(31) 1953年の改正による憲法が現行憲法である（前掲注(1)参照）。

(32) デンマークは「消極的議会主義」(negative parliamentarism)の国とされ、少数党政府が通例である（Krunke, *op.cit.*(1), pp.73, 84）。多数党政府のみを議会主義的であると考え「積極的議会主義」に対し、「消極的議会主義」では、議会が政府の政策に対する不支持を票決などで明確に示さない限り、政府は存続できる（オロフ・ベタション（岡沢憲美監訳）『北欧の政治―デンマーク・フィンランド・アイスランド・ノルウェー・スウェーデン― 新装版』早稲田大学出版部, 2003, p.93（原書名: Olof Petersson, *Nordisk politik*, Stockholm: Fritzes Förlag AB, 1995））。背景として、比例代表制の選挙制度や、首相の指名に議会の議決を要しないことなどがあると考えられる（山岡前掲注(1), pp.53-54等参照）。

(33) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.561.

(34) *ibid.*, p.562.

12, 14) が実施された。

いずれも 1970 年代までに実施され、選挙権年齢は当初の 25 歳から、1953 年の国民投票で 23 歳に、1961 年の国民投票で 21 歳に、1971 年の国民投票で 20 歳に、1978 年の国民投票で 18 歳に引き下げられた。この間、1969 年の国民投票では、21 歳から 18 歳への引下げが否決されている。

4 欧州統合関係

表の 23 件の国民投票のうち、欧州統合関係のものが 9 件を占めている。根拠規定は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項（第 I 章第 2 節参照）と外交問題に関する憲法第 42 条第 6 項（第 I 章第 5 節参照）が使い分けられており、6 件が前者に基づいて、2 件が後者に基づいて実施された（他の 1 件は諮問的国民投票（第 I 章第 7 節参照））。また、内容は、ほとんどが EU の基本条約⁽³⁵⁾の批准と一定分野での留保（適用除外）に関するものであった。

(1) EC 加盟

1972 年の EC 加盟に関する国民投票は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された。議会はこの問題を拘束的国民投票に付するよう政府に求めている⁽³⁶⁾。政府は、議会で 6 分の 5 の多数が得られた場合には、憲法第 20 条第 2 項の規定により国民投票の対象とならないため、憲法第 42 条第 6 項の規定に基づいて国民投票を実施することも想定していた。しかし、議会で 6 分の 5 の多数が得られなかったため、国民投票は憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された⁽³⁷⁾。

国民投票に付された法律案⁽³⁸⁾では、憲法により王国の諸機関に授権された権限は、この法律案に掲げる条約等に規定されている範囲において、EC の機関が行使できること、当該条約等の規定は、EC 法に基づきデンマークで直接適用される範囲において、デンマークで効力を有することなどが規定された（第 2 条及び第 3 条第 1 項）。

国民投票の結果は、賛成 63.3%、反対 36.7% で、本件は承認され（表・No.13）、翌 1973 年にデンマークは、英国及びアイルランドとともに EC に加盟した（EC の第 1 次拡大）⁽³⁹⁾。

(2) 単一欧州議定書の批准

1986 年の単一欧州議定書（1992 年までの市場統合の完成などをうたい、基本条約の 1 つに挙げられる。）⁽⁴⁰⁾の批准に関する国民投票は、諮問的国民投票として実施された。同議定書は主権の委譲を含む内容ではなかったが、議会が国民の意見を求めたとされている⁽⁴¹⁾。

⁽³⁵⁾ EC 及び EU を設立し、その目的、政策、機関等について規定する一連の条約。設立条約を改正する条約を含む。
山根裕子『歴史のなかの EU 法』有信堂高文社、2023、p.4 参照。

⁽³⁶⁾ Germer, *op.cit.*(7), p.172; 吉武 前掲注(1), pp.153-155.

⁽³⁷⁾ *ibid.*, pp.172-173.

⁽³⁸⁾ デンマークの EC 加盟に関する法律案 (Forslag til Lov om Danmarks tiltrædelse af De europæiske Fællesskaber)。“L 157 Lov om Danmarks tiltrædelse af De europæiske Fællesskaber.” Folketinget Website <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19711/lovforslag/L157/index.htm>> 成立した法律は、“Lov om Danmarks tiltrædelse af De europæiske Fællesskaber (Tiltrædelsesloven) (LOV nr 447 af 11/10/1972),” 1972.10.11. Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/Lta/1972/447>> 参照。

⁽³⁹⁾ 遠藤乾編『ヨーロッパ統合史 第 2 版』名古屋大学出版会、2024、p.199.

⁽⁴⁰⁾ Single European Act. 同上、p.242; 山根 前掲注(35), pp.4, 8-14.

⁽⁴¹⁾ Elmquist, *op.cit.*(4), p.203. 野党には EC が権限を強めることなどへの懸念があり、議会での与野党対立による行き

国民投票の結果は、賛成 56.2%、反対 43.8% で、本件は承認された（表・No.15）。

（3）マーストリヒト条約の批准

1992 年のマーストリヒト条約（EU の設立、通貨統合、共通外交・安全保障政策、司法内務協力などを定める。）⁽⁴²⁾ の批准に関する国民投票は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された⁽⁴³⁾。

国民投票の結果は、賛成 49.3%、反対 50.7% で、僅差での否決となり（表・No.16）、EC に衝撃を与えた⁽⁴⁴⁾。この事例は、いわゆるエリートと国民の間の欧州統合をめぐる認識ギャップの問題を提起し、以後、「民主主義の赤字」問題が議論されるようになったと指摘されている⁽⁴⁵⁾。

デンマークでは、翌年、同条約に対する一定の留保（適用除外）を付した上で、再び同条約の批准の賛否を問う国民投票が実施されることとなった。これがマーストリヒト条約とエジンバラ合意の批准・承認に関する国民投票（後述本節（4））である。

（4）マーストリヒト条約とエジンバラ合意の批准・承認

1993 年のマーストリヒト条約とエジンバラ合意（①欧州市民権、②通貨、③防衛政策、④司法内務協力の 4 分野について、デンマークの留保を定める。）⁽⁴⁶⁾ の批准・承認に関する国民投票は、外交問題に関する憲法第 42 条第 6 項の規定に基づいて実施された（同項に基づいて国民投票が実施された最初の事例）⁽⁴⁷⁾。この時は議会で 6 分の 5 の多数が得られたため、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づく国民投票の対象とはならなかった。しかし、政府は、国民投票を実施するため、憲法第 42 条第 6 項の要件（第 I 章第 5 節参照）を満たすように 3 つの法律案⁽⁴⁸⁾を提出し、同項の規定に基づく国民投票が実施された。

国民投票の結果は、賛成 56.7%、反対 43.3% で、本件は承認され（表・No.17）、デンマーク

詰まりを打開するため、諮問的国民投票が実施されたと指摘されている（吉武 前掲注(1), pp.79, 173-196, 305-306）。

(42) Treaty of Maastricht. 山根 前掲注(35), pp.47-49; 遠藤編 前掲注(39), pp.257-259.

(43) Germer, *op.cit.*(7), p.174.

(44) 吉武信彦「欧州統合過程と国民投票—デンマークの事例を中心として—」『法学研究』84 卷 1 号, 2011.1, pp.230, 240; Derek Beach, “‘If You Can’t Join Them...’: Explaining No Votes in Danish EU Referendums,” Julie Smith, ed., *The Palgrave Handbook of European Referendums*, Cham: Palgrave Macmillan, 2021, p.539. 投票率は 83.1% で、投票権者の 41.7% が反対した。“Folkeafstemningen den 2. juni 1992 om Danmarks tiltrædelse af traktaten om den Europæiske Union,” 1992.8.27, p.2. Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=65659110510&fo=0&ext=befolkning>>

(45) 同上, p.230.

(46) Treaty of Maastricht, Edinburgh Agreement. 吉武 前掲注(1), pp.229-232; Beach, *op.cit.*(44), pp.541-542; Pelle Svensson, “Issue Voting in Danish EU Referendums,” Smith, ed., *op.cit.*(44), p.702. このうち①は、欧州市民権が国家の市民権に取って代わるものではないことを定めていたが、後述本節（5）のアムステルダム条約が全ての EU 加盟国について同様の文言を定めたため、意味を失った（Svensson, *ibid.*, p.702）。

(47) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.290. 同書の刊行時点（2015 年）では、憲法第 42 条第 6 項の規定に基づく国民投票が実施された唯一の事例でもあった（*ibid.*）。

(48) ①デンマークの EC 加盟に関する法律（本節（1）参照）に掲げる条約等にマーストリヒト条約等を追加する法律案、②エジンバラ合意の下でマーストリヒト条約の批准を認める旨の憲法第 19 条（外交問題）の議決に関する法律案（議決が法律の形式をとるためのもの）、③その議決（②の法律案）を国民投票に付する旨の法律案。Elmqvist, *op.cit.*(4), p.205; “L 176 Forslag til lov om ændring af lov om Danmarks tiltrædelse af De Europæiske Fællesskaber.” Folketinget Website <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19921/lovforslag/L176/index.htm>>; “L 177 Forslag til lov om Danmarks tiltrædelse af Edinburgh-afgørelsen og Maastricht-traktaten.” *ibid.* <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19921/lovforslag/L177/index.htm>>; “L 178 Forslag til lov om afholdelse af folkeafstemning om forslag til lov om Danmarks tiltrædelse af Edinburgh-afgørelsen og Maastricht-traktaten.” *ibid.* <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19921/lovforslag/L178/index.htm>>

はマーストリヒト条約を批准し、同年に同条約が発効したことで EU が発足した。この国民投票では、4 分野での留保による「とげ」の除去と、再度の反対は EU 離脱に帰結するという見通しの現実味によって、賛成票が確保されたと指摘されている⁽⁴⁹⁾。

(5) アムステルダム条約の批准

1998 年のアムステルダム条約（マーストリヒト条約などを改正し、司法内務協力の再編などを定める。）⁽⁵⁰⁾の批准に関する国民投票は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された⁽⁵¹⁾。

国民投票の結果は、賛成 55.1%、反対 44.9% で、本件は承認された（表・No.18）。

なお、これ以降の基本条約（2001 年署名のニース条約及び 2007 年署名のリスボン条約）は、デンマークに適用される分野では主権の委譲を含んでいないと判断され、通常の方法により批准されたため⁽⁵²⁾、国民投票は実施されていない。

(6) 通貨分野の留保撤廃

2000 年の通貨分野の留保撤廃（ユーロ導入）に関する国民投票は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された⁽⁵³⁾。

国民投票の結果は、賛成 46.8%、反対 53.2% で、本件は否決された（表・No.19）⁽⁵⁴⁾。否決の要因として、通貨を維持することにより、独自の通貨・財政政策が展開できると期待されたこと、この経済的な自主性が、高い水準を誇ってきた福祉政策の維持にも直結する問題として認識されたことなどが挙げられている⁽⁵⁵⁾。

(7) 統一特許裁判所への参加

2014 年の統一特許裁判所⁽⁵⁶⁾への参加に関する国民投票は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された⁽⁵⁷⁾。なお、これに先立ち政府は、議会で 6 分の 5 の多数が得られた場合には、国民投票を実施しない旨を表明していた（第 I 章第 5 節参照）。

国民投票の結果は、賛成 62.5%、反対 37.5% で、本件は承認された（表・No.21）。もっとも、この問題はほとんどの国民の生活にとってそれほど重要ではなく、EU の問題として提示されたという程度にしか注目されていなかったとも指摘されている⁽⁵⁸⁾。

(49) Beach, *op.cit.*(44), pp.550-551.

(50) Treaty of Amsterdam. 山根 前掲注(35), pp.49-53; 遠藤編 前掲注(39), p.273.

(51) Germer, *op.cit.*(7), p.174.

(52) Beach, *op.cit.*(44), p.538. 主権の委譲の有無はデンマーク法務省が判断している (*ibid.*).

(53) Germer, *op.cit.*(7), p.174.

(54) 投票率は 87.6% で、投票権者の 46.1% が反対した。“Folkeafstemningen d. 28. sept. 2000 om Danmarks deltagelse i den fælles valuta,” 2000.11.22, p.2. Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=52532110513&fo=0&ext=befolkning>>

(55) 吉武 前掲注(1), pp.298, 309.

(56) Unified Patent Court. 2023 年 6 月に運用が開始され、全欧州にわたる特許紛争の解決が可能となった（三村拓真「基調講演① クラウス・グラビンスキー UPC 控訴裁判所長官 統一特許裁判所（UPC）—設立から 15 カ月後の現状と運用状況—」『Law & technology』106 号, 2025.1, pp.47-49 等参照）。

(57) “Folkeafstemning 25. maj 2014,” 2014.6.20, p.1. Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=28304110515&fo=0&ext=befolkning>>

(58) Svensson, *op.cit.*(46), p.701. この問題の注目度が低いと思われたことから、政府は欧州議会選挙と同日に国民投票を実施することにしたとされている（Beach, *op.cit.*(44), p.550）。

(8) 司法内務協力分野の留保撤廃等

2015 年の司法内務協力分野の留保撤廃等（現行の留保方式から、EU の司法内務協力のどの部分に参加するかをデンマークが決定する方式への転換）に関する国民投票は、国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づいて実施された⁽⁵⁹⁾。ユーロポール（Europol. 欧州警察機関）をめぐるルールが政府間協力から EU へと移管されるのに伴い、留保によってデンマークがユーロポールから離脱せざるを得なくなることが背景にあったとされる⁽⁶⁰⁾。

国民投票の結果は、賛成 46.9%、反対 53.1% で、本件は否決された（表・No.22）⁽⁶¹⁾。政府はユーロポールに加え、他の 22 件の EU 規則の受入れも表明しており、将来的な協力対象の拡大（EU の共通難民・移民政策への参加）を懸念する声があったと指摘されている⁽⁶²⁾。また、前年の統一特許裁判所への参加に関する国民投票のように注目度（salience）が低い場合は別として、留保撤廃はおそらく非常に難しいと指摘された。つまり、デンマークでは EU 加盟継続への賛成が大多数を占める一方で、多くの国民はこれ以上の統合を望んでいないため、投票権者の EU への態度が大きく変化するか、あるいは現状維持が非常によくはないものであると広く考えられるようにならない限り、撤廃は難しいというのである⁽⁶³⁾。

(9) 防衛政策分野の留保撤廃

2022 年の防衛政策分野の留保撤廃（安全保障・防衛に関する欧州協力への参加）に関する国民投票は、外交問題に関する憲法第 42 条第 6 項の規定に基づいて実施された⁽⁶⁴⁾。国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条第 2 項の規定に基づかなかった理由は、主権が委譲される場合ではないと判断されたためである⁽⁶⁵⁾。国民投票の対象となった法律案の趣旨説明は、同年の与野党合意に言及している⁽⁶⁶⁾。そこでは、欧州の安全保障が脅威にさらされているという共通認識の下、ロシア（のウクライナ侵攻）による危機に対処するためのデンマーク軍等の

(59) “Folkeafstemning 3. december 2015,” 2015.12.14, p.1. Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=24976110516&fo=0&ext=befolkning>>

(60) Svensson, *op.cit.*(46), p.703.

(61) 投票率は 72.0% で、投票権者の 37.5% が反対した。“Folkeafstemning 3. december 2015,” *op.cit.*(59), p.4.

(62) Beach, *op.cit.*(44), pp.546-549; Svensson, *op.cit.*(46), pp.702-704.

(63) Beach, *ibid.*, pp.550-551. なお、国民投票後、デンマークのユーロポールからの離脱が国際犯罪やテロとの戦いに与える悪影響を最小限に抑えるため、デンマークとユーロポールの協力に関する協定が 2017 年に締結された（European Commission, “REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL On the assessment of the Agreement on Operational and Strategic Cooperation between the Kingdom of Denmark and the European Police Office,” 2021.2.23. EUR-Lex Website <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:52021DC0077>> 等参照）。国民投票において反対派は、（本件を否決しても）今後の協定によりユーロポールのような司法内務協力の重要分野にとどまることができると主張していた（Beach, *ibid.*, p.550）。

(64) “Folkeafstemning den 1. juni 2022,” 2022.6.10, p.1. Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=92212110517&fo=0&ext=befolkning>>

(65) 政府（法務省）は要旨次のように説明している。最高裁判所の判決によれば、憲法第 20 条の手続を適用する必要があるのは、デンマークにおいて直接効力を有する立法、行政若しくは司法の権限又は憲法で王国の諸機関に授けられたその他の権限（王国を代表して他国と条約を締結する権限を含む。）の行使が国際機関に委譲される場合である。法務省の見解では、防衛政策分野の留保が撤廃されても、EU がデンマークにおいて国民等との関係で直接効力を有する法律行為を実施できるようになるわけではない。また、国際問題において王国を代表して行動する権限が EU に委譲されることも考えられない。同条の手続に従うことを必要とするその他の事情もない。したがって、防衛政策分野の留保撤廃は憲法第 19 条に基づいて行うことができる。これに関連して、憲法第 42 条第 6 項に基づいて拘束的国民投票を行うことができる（Justits Ministeriet, “NOTAT om hvorvidt en ophævelse af det danske forsvarsforbehold forudsæt-ter anvendelse af proceduren i grundlovens § 20,” 2022.3.29, pp.16, 23. Folketinget Website <<https://www.ft.dk/samling/2021/almdele/EUU/bilag/414/2550791.pdf>>）。

(66) “Skriftlig fremsættelse (3. maj 2022).” Folketinget Website <https://www.folketingstidende.dk/samling/2021/lovforslag/L193/20211_L193_fremsaettelsestale.pdf>

強化、防衛費の GDP 比 2% への増額、ロシア産ガスへの依存からの脱却などとともに、防衛政策分野の留保撤廃が安全保障政策として掲げられた⁽⁶⁷⁾。

国民投票の結果は、賛成 66.9%、反対 33.1% で、本件は承認された（表・No.23）。

5 議会の少数派保護

1963 年に 71 人の議員が土地に関する 4 つの法律案（いずれも私有不動産の処分権における様々な制限を取り扱ったもの）⁽⁶⁸⁾について国民投票を要求した。国民投票では、いずれの法律案についても投票者の過半数かつ投票権者の 30% 以上が反対し、これらの法律案は否決された⁽⁶⁹⁾（表・No.7～10）。

議会の少数派保護に関する憲法第 42 条第 1 項（第 I 章第 4 節参照）の規定が直接的に用いられたのはこの 1963 年の国民投票の時だけであるが、この規定の持つ間接的な効果が指摘されている。つまり、議会の少数派が国民投票を要求する可能性を排除する目的で、多数派がしばしば広範な政治的合意を形成しようとするという（政治的）事実、この規定が寄与してきた可能性があるという⁽⁷⁰⁾。

6 王位継承法改正

「王権は、1953 年 3 月 27 日の王位継承法の定めるところにより、男子及び女子によって継承される」（憲法第 2 条第 2 文）。王位継承法⁽⁷¹⁾は、このように憲法で直接名称を挙げられていることから憲法と同じ法的地位を有し、憲法改正と同じ加重された手続によってのみ改正することができる」と解釈されている⁽⁷²⁾。2009 年の王位継承法改正（男子優先長子継承制から絶対的長子継承制への変更⁽⁷³⁾）に関する国民投票は、憲法改正に関する憲法第 88 条（第 I 章第 6 節参照）の規定に基づき、2006 年 6 月 2 日の議会での法律案可決、2007 年 11 月 13 日の総選挙、2009 年 2 月 24 日の議会での法律案再可決を経て、同年 6 月 7 日に実施された⁽⁷⁴⁾。

(67) “Nationalt kompromis om dansk sikkerhedspolitik,” 2022.3.6. Regeringen Website <<https://www.regeringen.dk/media/11124/nationalt-kompromis-om-dansk-sikkerhedspolitik.pdf>>

(68) ①農地取得に関する法律案、②小規模農場の設立及び補充等に関する法律の改正案、③基礎自治体の不動産先買権等に関する法律案、④自然保護に関する法律の改正案。“L 37 Forslag til lov om erhvervelse af landbrugsejendomme.” Folketinget Website <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19621/lovforslag/L37/index.htm>>; “L 39 Forslag til lov om ændringer i lov om oprettelse og supplering af mindre landbrug m. m. — statshusmandsloven.” *ibid.* <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19621/lovforslag/L39/index.htm>>; “L 53 Forslag til lov om kommuners forkøbsret til fast ejendom samt støtte til kommuners jordkøb.” *ibid.* <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19621/lovforslag/L53/index.htm>>; “L 125 Forslag til lov om ændringer i lov om naturfredning.” *ibid.* <<https://www.folketingstidende.dk/samling/19621/lovforslag/L125/index.htm>>

(69) Christensen et al., *op.cit.*(5), p.290; Germer, *op.cit.*(7), p.177.

(70) Christensen et al., *ibid.*

(71) Tronfølgelov (LOV nr 170 af 27/03/1953). 1953 年 6 月 5 日のデンマーク王国憲法と同時に施行された（王位継承法第 7 条）。“Bekendtgørelse af tronfølgeloven,” 2009.9.4. Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lt/2009/847>>

(72) “Min grundlov,” *op.cit.*(4) (Grundlovens paragraf 2); Christensen et al., *op.cit.*(5), p.559; Krunke, *op.cit.*(11), p.77.

(73) 改正前の王位継承法第 2 条第 1 項は、「国王が崩じたときは、王位は、その男子又は女子に継承され、男子が女子に優先し、同性の子が複数いるときは、年長者が年少者に優先する」と規定していた。この規定が、「国王又は女王が崩じたときは、王位は、その男子又は女子に継承され、年長者が年少者に優先する」と改められるなど、男女平等のための改正が行われた。“Bekendtgørelse af tronfølgeloven,” *op.cit.*(71); 山田敏之「ヨーロッパ君主国における王位継承制度と王族の範囲—女系継承を認めてきた国の事例—」『レファレンス』803 号, 2017.12, pp.3, 9-15. <<https://doi.org/10.11501/11003874>>

(74) “Folkeafstemning om Tronfølgeloven 7. juni 2009,” 2009.6.26, p.1. Danmarks Statistik Website <<https://www.dst.dk/Site/Dst/SingleFiles/GetArchiveFile.aspx?fi=62358110514&fo=0&ext=befolkning>> なお、国民投票に先立ち議会選挙法が改

国民投票の結果は、賛成 85.4%、反対 14.6%、投票率 58.3% で、投票権者の 45.2% が賛成し⁽⁷⁵⁾、王位継承法は改正された（表・No.20）。

7 諮問的国民投票

諮問的国民投票は 1916 年と 1986 年に実施されている。前者は西インド諸島（南北アメリカ大陸の間に連なる島々）にあったデンマーク植民地の米国への売却に関するものであり（表・No.1）、後者は単一欧州議定書の批准に関するものであった（表・No.15。本章第 4 節（2）参照）。これらの国民投票の実施に当たっては、いずれも根拠法が制定された⁽⁷⁶⁾（第 I 章第 7 節参照）。

おわりに

デンマークでは、憲法改正に関する国民投票は現行憲法下で 1 回も実施されていないが、選挙権年齢の変更に関する国民投票や、欧州統合関係の国民投票は比較的頻繁に実施されてきた。また、王位継承法改正に関する国民投票は、憲法改正の手続に従って実施された。

国際機関への権限委譲に関する憲法第 20 条や、選挙権年齢の変更に関する憲法第 29 条第 2 項は、憲法改正手続ほどではないが通常の立法手続よりも慎重な手続により、憲法の秩序（grundlovsbestemte ordning）を修正できる個別の法的根拠を定めたものとされている⁽⁷⁷⁾。これらを含む法制度やこれまでの実施状況を見る限り、国民投票はこうした憲法の秩序の形成に一定の寄与をしてきたものと考えられる。

（いだ あつひこ・議会官庁資料課）

（本稿は、筆者が憲法課在職中に執筆したものである。）

正され、憲法第 88 条の規定に基づく国民投票も議会選挙法第 12 章（国民投票）の規定に従うものとされた。“Lov om ændring af lov om valg til Folketinget (Folkeafstemninger om grundlovsændringer).” Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/2009/135>>

⁽⁷⁵⁾ “Folkeafstemning om Tronfølgeoven 7. juni 2009,” *ibid.*, p.4.

⁽⁷⁶⁾ Germer, *op.cit.*(7), pp.172-173; “Lov om Nedsættelse af en Rigsdagskommission og Afholdelse af en Folkeafstemning angaaende Konventionen mellem Danmark og de amerikanske Forenede Stater om Overdragelse til de nævnte Stater af Øerne St. Thomas, St. Jan og St. Croix i Vestindien.” Retsinformation Website <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/1916/294>>; “Lov om afholdelse af vejledende folkeafstemning om Danmarks tiltrædelse af EF-pakken (Europæisk Fælles Akt).” *ibid.* <<https://www.retsinformation.dk/eli/lta/1986/24>> 参照。

⁽⁷⁷⁾ Christensen et al., *op.cit.*(5), p.559.